

内部統制システムに関する基本的な考え方および整備・運用状況

①基本方針

静岡銀行は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他静岡銀行の業務および静岡銀行グループの業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について、取締役会において「内部統制システムの整備に係る基本方針」を決議して取り組んでいます。

②整備・運用状況

静岡銀行では、本部組織を業務執行（フロント）、企画・管理・監督（ミドル）、内部監査（オーディット）の機能別に明確に区分し、組織間の相互牽制を強化しています。

また、客観的で実効性のある内部監査を実施するため、内部監査部門である監査部を被監査部門から独立させ、

取締役会のもと、業務監督委員会が管轄する体制としています。これにより、内部監査部門の被監査部門に対する独立性や牽制機能を一層強化し、内部統制の適切性、有効性を検証しています。

経営のスタッフ部門である経営統括本部には、コンプライアンス部、リスク統括部を設置し、経営統括機能を強化しています。

内部統制システムの整備に係る基本方針（概要）

静岡銀行グループでは、以下の施策に対して不断の取り組みを行い、コーポレートガバナンス体制やコンプライアンス態勢の維持・強化を図ることを通じて、内部統制システムの整備に取り組むとともに、その適切な運用に努めます。

1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業理念を静岡銀行グループにおけるすべての活動の指針と位置づけ、また、コンプライアンスの基本方針として倫理憲章を定め、全役職員がこれを遵守します。
- ② 取締役会は、取締役会規程に基づき運営を行い、業務執行を決するとともに、取締役の職務執行を監督します。
- ③ 取締役は、法令、定款、株主総会決議を遵守し、取締役としての職務を忠実に遂行します。
- ④ 静岡銀行は監査役設置会社であり、監査役は監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役の職務につき監査します。
- ⑤ 静岡銀行グループはコンプライアンスを経営の最重要課題の一つに位置づけ、すべてのリスク管理の前提とし、コンプライアンス態勢の整備、強化を図ります。反社会的勢力等との関係遮断は、コンプライアンスに関する重要事項として取り組みます。また、静岡銀行グループの全役職員が、違法行為等について所定の方法により静岡銀行のコンプライアンス統括部署、弁護士事務所等に通報できる内部通報制度を設置し、適切に運用します。

2 静岡銀行における取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報資産の管理は、法令等の定めによるほか、行内規定により適正に行います。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

静岡銀行グループはリスク管理体制の強化を経営の最重要課題の一つに位置づけ、健全性を維持しつつ収益の安定的向上を図ります。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を定例開催するほか、必要に応じて適宜開催するとともに、静岡銀行では取締役会の権限委譲による決定機関として経営執行会議等を設置し、重要な業務執行に関わる事項の審議を行います。
- ② 静岡銀行グループは執行役員制度を設け、取締役会の決定に基づく業務執行について、各規程に決裁権限と責任の所在を定め、適切かつ有効な内部管理体制の構築と効率的な業務執行を実現します。

5 静岡銀行グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社の業務運営はグループ会社運営規程等に基づいて行い、静岡銀行の常勤監査役がグループ会社の非常勤監査役に就任するとともに、静岡銀行の所管部長等が非常勤取締役に就任することにより、静岡銀行グループの業務の適正を確保します。
- ② 静岡銀行では、グループ会社から四半期毎に業務実績の報告を受け、取締役会に報告します。また、静岡銀行とグループ会社の代表者で構成するグループ代表者経営連絡会において、グループ会社から業務執行状況等の報告を受け、静岡銀行グループの経営課題の問題解決を図ります。
- ③ 静岡銀行の内部監査部門は、グループ会社に対して業務運営状況に関する監査等を実施します。内部監査で指摘した重要な事項については遅滞なく代表取締役、取締役会、監査役に報告し、内部監査で指摘した事項について、被監査部門における改善状況等を適切に把握する体制を整備します。
- ④ 静岡銀行は、財務報告に係る内部統制規程に基づき財務報告に係る内部統制の方針および計画を定めており、その適切な運用により財務報告の信頼性を確保します。

6 静岡銀行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の静岡銀行の取締役からの独立性に関する事項、当該監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役を補助するための機関として監査役室を設置し、業務を行うために必要な担当者を配置します。
- ② 業務分掌規程で監査役室を業務執行から独立した組織として定め、当該担当者が専ら監査役からの指示命令に従う体制とすることにより、取締役会、業務執行部門、内部監査部門からの独立性を確保します。

7 監査役への報告に関する体制

- ① 静岡銀行の取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合は速やかに報告するほか、必要に応じて監査役に報告し、銀行経営に重要な影響を及ぼす情報については遅滞なく報告します。
- ② グループ会社の取締役および使用人は、静岡銀行の監査役から業務執行に関する報告を求められた場合は速やかに報告するほか、静岡銀行のグループ会社統括部署・所管部署等を通じ、静岡銀行の監査役に対して、必要に応じて報告し、自社の経営に重要な影響を及ぼす情報については遅滞なく報告します。

8 静岡銀行の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

監査役から会社法第388条に基づく費用の前払等の請求を受けたときは、当該請求に係る費用または債務が職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

9 その他静岡銀行の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会が定めた監査役監査基準に基づき、監査役監査が適正かつ円滑、効果的に行われるような監査環境を整備します。

静岡銀行グループでは、上記基本方針に基づく整備について、各業務所管部が定例的に点検を行い、その結果を取締役に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用を図っています。

コンプライアンス・リスク管理体制

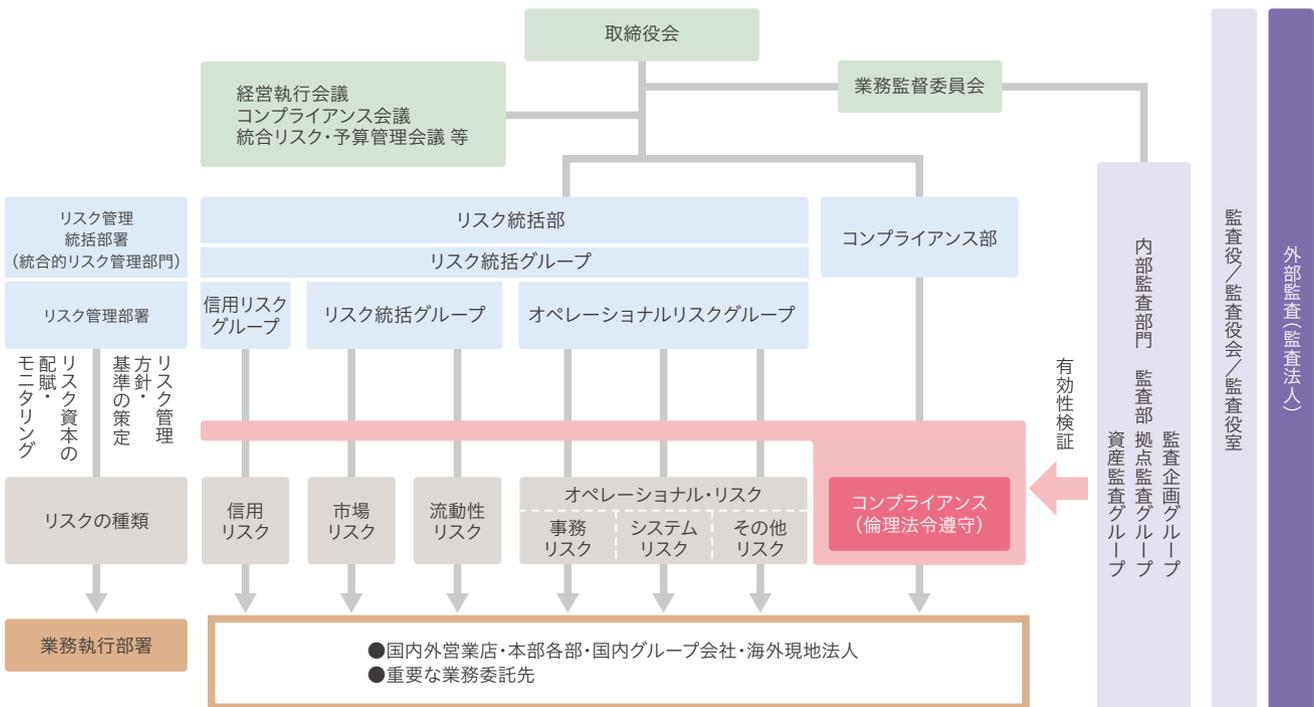
基本方針

静岡銀行グループは、地域社会を形成する一員として、法令や社会ルールの遵守はもちろん、豊かな社会常識と公平無私な心を持って、地域社会と共存しながら発展していくため、コンプライアンス（倫理法令遵守）の基本方針として「倫理憲章」を定めています。

倫理憲章

信頼の確保	私たちは、銀行の持つ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、銀行グループとして健全な業務運営を通じて揺るぎない信頼の確立を図ります。
法令・規定の遵守	私たちは、業務遂行にあたって法令・社内規定を遵守することはもちろん、誠実・公正を旨として、社会の一員としての規範を全うします。
豊かな社会常識と公平無私な心	私たちは、銀行グループの役職員として豊かな社会常識と公平無私な心を養い、地域社会の発展に貢献します。
反社会的勢力等との関係遮断	静岡銀行グループは、反社会的組織、公序良俗に反する組織からの不当な要求は断固として拒否するとともに一切の関係を排除します。
活発なコミュニケーション	私たちはステークホルダーとのコミュニケーションを活発にし、相互に協力しあって強固なコンプライアンス体制を構築します。

静岡銀行グループのコンプライアンス・リスク管理体制図



コンプライアンス運営体制

静岡銀行グループでは、コンプライアンスの具体的な実践計画として、取締役会で毎年度コンプライアンスプログラムを策定しています。

また、頭取を議長に取締役などで構成するコンプライアンス会議を毎月開催し、コンプライアンスに係る重要事項を審議しているほか、コンプライアンスプログラムの実施状況を含む静岡銀行グループのコンプライアンス体制について、評価と見直しを行っています。

コンプライアンス統括部署としてコンプライアンス部を設置し、コンプライアンス関連情報の一元管理を通じたモニタリング

により、違反の未然防止と体制の維持・強化に取り組んでいます。同部署にはコンプライアンスオフィサーと金融商品取引管理担当を配置し、営業店立入調査などを通じて、営業店に対する指導・モニタリングを実施しています。

さらに、営業店・本部各部・グループ会社にはそれぞれコンプライアンス責任者とコンプライアンス担当者を配置し、日常業務におけるコンプライアンスの点検と報告を行っているほか、内部監査部門である監査部がコンプライアンス体制の適切性・有効性を検証しています。

コンプライアンス重視の企業風土の醸成

取締役が、全店長会や営業店訪問などの機会をとらえ、直接コンプライアンスに関する示達を行うなど、経営が積極的にコンプライアンスに関与することで、グループ全体のコンプライアンス意識の高揚を図っています。

このほかにも、コンプライアンス意識のさらなる醸成と向上に向けたさまざまな施策を実施しています。

「しずぎんコンプライアンスブック」の制定

日常業務を遂行するうえで遵守すべき法令・規範に対する行動の指針を示すとともに、その内容をわかりやすく解説した「しずぎんコンプライアンスブック」を制定し、グループウェア（社内LAN）に掲載することで、静岡銀行グループ全役職員が閲覧できるようにしています。



内部通報制度「オピニオンボックス」の設置

法令等への違反行為といったコンプライアンスに関する問題を早期に発見・是正することを目的として、静岡銀行グループのすべての役職員が直接投稿できる内部通報制度「オピニオンボックス」を設置し、組織の自浄機能を高めています。

コンプライアンス担当役員、コンプライアンス統括部署および弁護士事務所を受付窓口を設置しており、電話、文書、eメール、グループウェア（社内LAN）のいずれかの手段で、顕名・匿名を問わず投稿することができます。また、投稿者は本人の同意がない限り非公表とし、役職員はいかなる場合でも投稿者を検索してはならないこと、および投稿者に不利益な取り扱いを行ってはならないことを定め、役職員が利用しやすいよう配慮しています。

コンプライアンス教育・研修の実施

役職員に対する研修や、営業店における毎月の勉強会などにより、コンプライアンスの実践に向けた啓発活動を継続的にを行っています。

「マネロン等金融犯罪対策統括室」の設置

マネー・ローンダリングやテロ資金供与の未然防止に向けた対策の重要性が増すなか、2018年4月にコンプライアンス部に「マネロン等金融犯罪対策統括室」を設置し、静岡銀行グループが一体となって対策の実効性向上に努めています。

リスク管理とは？

「リスク管理」とは、経営環境の変化や事業内容の変更などにより発生するさまざまなリスクを的確に把握し、適切な利益水準を確保すべく、コントロールすることです。

静岡銀行グループでは、健全性を維持しつつ収益の安定的向上を図るため、リスク管理体制の強化を経営の最重要課題の一つとしています。

統合的リスク管理体制

静岡銀行グループでは、リスク管理の基本方針などを定めた「リスク管理基本規程」のもと、リスクの定義、リスク管理を行うための組織体制、リスク管理の具体的な手続き等、基本的枠組みを定めています。

また、収益性向上と健全性維持の

バランスを確保するため、リスク資本配賦による管理体制を統合的リスク管理の中心に位置づけています。

「リスク資本配賦」とは、リスクを経営体力の中で許容できる範囲内に収めることで経営の健全性を確保する仕組みであり、中核的な自己資本を配賦原資として各業務執行部署に配賦し、仮に信用リスクや市場リスクなどが顕在化

した場合でも、損失が自己資本の範囲内に収まるようにコントロールしています。

信用リスクとは？

信用リスクとは、倒産や経営の悪化などお取引先の信用状態の低下により、貸出金などの回収が困難になることで、静岡銀行グループが損失を被るリスクをいいます。

信用リスク管理体制

静岡銀行グループでは、貸出資産の健全性の維持・向上を図るため、リスク統括部信用リスクグループを信用リスク管理部署とし、国内外の信用リスク全般の管理を行っています。特に、信用リスク管理の根幹をなす「債務者格付制度」を含む内部格付制度については、リスク統括部信用リスクグループが制度の「設計」と「運用の監視」を、審査部格付審査グループが「運用」を、リスク統括部信用リスク統括グループが制度の適切性の「検証」を行うこととし、これらの3部署による相互牽制により内部格付制度が適正に機能する体制を構築しています。

また、信用リスクグループは、与信ポートフォリオに内在する信用リスクを統計的手法により計量化し、将来のリスク量を把握するほか、大口与信先や特定業種への与信集中状況などを

モニタリングし、過度な信用リスクが発生しないようにコントロールしています。

さらに、信用リスク管理体制の整備・運用状況の適切性・有効性について、営業部門・与信部門・リスク管理部門から独立した監査部が監査する体制としています。

債務者格付制度

静岡銀行グループでは、貸出取引先の信用度を正確に把握し、信用リスク管理を精緻化するため、「債務者格付制度」を導入しています。

同制度では、客観性維持の観点から貸出取引先の財務状況・資金繰りなどの財務データによる定量面の評価を重視しつつ、リレーションを通じて把握した事業特性、成長可能性等の定性面の評価を加味して、格付を12段階に区分しています。

この債務者格付は、銀行法に基づく自己資本比率算出の一環として実施する

自己査定のカテゴリ作業のベースになっているほか、一般貸倒引当金の算定基準、問題債権の管理基準などに幅広く活用しています。

市場リスクとは？

市場リスクとは、金利や為替、株価などの市場価格の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

市場リスク管理体制

静岡銀行グループでは、市場性取引において、リスク資本配賦額や評価損益額のほかに、ポジション額や感応度等に限度を設けることで、市場リスク量を一定の範囲内にコントロールしています。

預金・貸出金、投資有価証券を中心としたバンキング勘定の取引については、経営企画部事業戦略ALMグループが市場リスク量が一定範囲に収まるようにリスクの状況や金利見通し等を踏まえたヘッジ取り組み方針を策定し、統合リスク・予算管理会議において審議する体制としています。

市場部門の組織は、取引執行部署（フロントオフィス：資金証券部等）と

事務管理部門（バックオフィス：業務部市場国際業務センター）を厳格に分離するとともに、独立したリスク管理部門（ミドルオフィス：リスク統括部リスク統括グループ）を設置し、相互牽制体制を確立しています。また、この3部門の牽制体制の有効性を、業務執行部署から独立した監査部が検証しています。

バックテスト

平常時におけるリスク量を計量化するVaR計測モデルの精度を検証するため、VaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しています。

具体的には、「保有期間1日かつ信頼区間99%（そのポジションを1日保有した場合に100回に1回の確率で被る

損失額）」のVaRと日々の実際の損益を比較することで、十分な精度を有していることを検証しています。

ストレステスト

平常時におけるリスク量を計測するVaRを補完するため、通常では起こりえない市場の大きな変動を想定したストレステストを実施して、統合リスク・予算管理会議等に報告しています。ストレステストでは、あらかじめ想定した変動幅だけ市場が変化した場合のシナリオや、市場が急変した過去の事例等を参考にシナリオなどにより、急激な市場変動が生じた場合の損失額等を算出しています。

流動性リスクとは？

流動性リスクには、市場環境の悪化などにより必要な資金が確保できず資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、債券などの金融商品の売買において、市場の混乱などにより取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）があります。

流動性リスク管理体制

静岡銀行グループでは、円貨、外貨それぞれの資金繰り管理部門（資金証券部資金為替グループ、業務部市場国際業務センター等）と、同部門から独立した流動性リスク管理部門（リスク統括部リスク統括グループ）を設置することで、相互牽制を図る体制を整備しています。資金繰り管理部門の1つである資金証券部資金為替グループでは、市場調達額が過大とならないように資金調達必要額を調達可能な範囲にコントロールしているほか、市場環境に留意し安定的

な資金繰りに努めています。また、流動性リスク管理部門では、資産負債構造の安定性評価や資金繰り管理部門の運営状況などをモニタリングしています。

また、不測の事態に備え、非常時の資金繰り管理として、「第1フェーズ（予防的段階）」、「第2フェーズ（要注意段階）」、「第3フェーズ（流動性懸念段階）」および「第4フェーズ（流動性枯渇段階）」の4区分を設定し、各フェーズにおける権限者、対応策をあらかじめ定め、速やかに対応できる体制を整備しています。

市場流動性リスクについては、流動性リスク管理部門が資金化が可能な高

流動性資産の保有状況をモニタリングしているほか、フロントオフィスにおいては流動性を考慮した運用資産の選定や、銘柄・期間別の限度枠設定などにより対応しています。

Pick Up!

VaR(バリュアット・リスク)とは？

VaRとは、平常時において一定期間に被る可能性のある損失額を統計的に計測するリスク管理方法です。

オペレーショナル・リスクとは？

オペレーショナル・リスクとは、銀行グループにおける各業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること（内部要因）、または外的な事象（外部要因）による損失など、銀行グループのオペレーション（業務）に関する幅広いリスクを意味します。

静岡銀行グループでは、オペレーショナル・リスクを8つのリスクカテゴリーに分類しています。

リスクカテゴリー	リスクの定義
1 事務リスク	事務を適切に処理しない、または事務そのものの仕組みが不適切であったために生じる事故により損失を被るリスクや、外部者による窃盗や詐欺などの被害に遭うことにより損失を被るリスクをいいます。
2 システムリスク	災害、機器・通信回線の故障、プログラムの不備などによりコンピューターシステムが停止または誤作動した場合に損失を被るリスクや、コンピューターの不正使用、サイバー攻撃などにより情報が破壊された場合に損失を被るリスクをいいます。
3 情報管理・業務委託リスク	お客さまの情報や銀行グループの機密情報の管理を適切に行っていないために発生する情報漏えいなどの発生リスク（情報管理リスク）と、銀行グループ業務を外部委託している場合に委託先で発生した事故（システム障害・情報漏えいなど）により損失を被るリスク（業務委託リスク）をいいます。
4 リーガルリスク	銀行グループの役職員による法令違反行為、意図的な内部規則違反行為の発生により損失を被るリスクや、不適切な契約の締結、または訴訟への対応により損失を被るリスクをいいます。
5 有形資産リスク	地震、台風などの自然災害、テロ等の人為的災害などにより銀行グループの有形資産（建物など）が毀損するリスクや、交通事故など銀行グループの有形資産（自動車など）が他に及ぼす影響により損失を被るリスクをいいます。
6 人的リスク	銀行グループの人事、労務および安全衛生環境の問題が発生すること、役職員の業務上の不法行為により銀行グループが使用者責任を問われること、ならびに人事に関連する訴訟への対応により損失を被るリスクをいいます。
7 風評リスク	事実と異なる風説、風評により評判が悪化すること、および銀行グループの不適切な業務運営などにより信頼が低下することで損失を被るリスクをいいます。
8 その他のリスク	上記のいずれにも属さないオペレーショナル・リスクをいいます。

オペレーショナル・リスク管理体制

リスクカテゴリーごとに各リスク所管部署が専門的な立場からそれぞれのリスク管理を行い、リスク統括部オペレーショナルリスクグループが銀行グループの管理部署として、オペレーショナル・リスク全体の一元的な把握・管理を実施しています。また、オペレーショナル・リスク管理の基本方針に基づき、内部損失データの収集・分析、リスクコントロールセルフアセスメントの実施など、オペレーショナル・リスクの管理体制の強化に取り組んでいます。これらのリスク管理体制は、被監査部門から独立した監査部が立入検査などを通じて有効性を検証しています。

オペレーショナル・リスクのなかでも代表的な事務リスク、システムリスクの管理体制は次のとおりです。

事務リスク管理

静岡銀行グループでは、事務リスク管理の基本方針などを「事務リスク管理規程」に定め、規定に則った厳正な業務運営を行うとともに、発生した事務事故については、リスクの高い事象から優先的に再発防止策を実施することにより、事務リスクの低減を図っています。また、業務の多様化や取引量の増加に適切に対応し、想定される事務リスクを回避するために、システム化による効率化、営業店事務の集中処理部署への集約などを進めています。

システムリスク管理

静岡銀行グループでは、コンピューターシステムを情報資産の一つに位置づけ、システムリスクに対する取り組み方針などを「情報資産の安全対策に関する基本方針（セキュリティポリシー）」に定めるとともに、「情報資産の安全対策基準（セキュリティスタンダード）」に基づく各種安全対策の実施により、コンピューターシステムを安全かつ確実に運用しています。

サイバーセキュリティ管理強化への取り組み

近年のサイバー攻撃による脅威の高まり等を踏まえ、組織横断的機関である静岡銀行CSIRT^{※1}を設置し、各種セキュリティ対策や対応訓練を実施しています。また、静岡県警察本部との共同対処協定書締結に加え、外部団体である金融ISAC^{※2}および日本シーサート協議会^{※3}に加盟し情報収集活動や共同演習を実施するとともに、セキュリティ会社と専属契約を締結してサイバー攻撃に迅速に対応できる体制を整備するなど、実効性の向上に取り組んでいます。

※1 Computer Security Incident Response Teamの略でコンピュータセキュリティにかかる事案に対処するための組織の総称

※2 金融機関間でサイバーセキュリティに関する情報を共有し、連携して対策にあたる枠組みとして設立された法人

※3 企業の組織内CSIRTが多数加盟している専門的な知見を有する団体

「ISO27001」の認証取得

静岡銀行のコンピューターシステムの開発・運用・保守・管理などを主な事業とする静岡コンピューターサービス株式会社では、情報保護に対する意識、社会的責任が高まるなか、2008年3月、「ISO27001」の認証を取得しました。「ISO27001」とは、改ざん、紛失、漏えい、盗難等のリスクから情報を保護する「情報セキュリティマネジメントシステム」に関する国際規格です。

公共性の高い金融機関として

「健全経営」を基本に、高い信頼性を維持しています。

充実した自己資本

バーゼル銀行監督委員会が定めた算式に基づく自己資本比率（BIS国際統一基準による自己資本比率）は、銀行経営の健全性や信用度を表す重要な指標とされ、静岡銀行のように海外に営業拠点を有する銀行は8%以上を確保することが求められています。

2007年3月末から導入されたバーゼルIIでは、自己資本比率の算出方法を、リスクの状況や管理手法に応じて銀行自身が選択することになりました。

さらに、2013年3月末からは、自己資本の質と量の向上を求める新たな自己資本比率規制であるバーゼルIIIを適用しています。

静岡銀行では、業務や取引の多様化に対応したリスク管理の高度化に取り組み、より高度な算出方法の採用を目指して行内体制の整備を進めています。

BIS自己資本比率

2018年3月末時点のバーゼルIII基準における自己資本比率（連結ベース）、普通株式等TierI比率はともに15.95%と、海外に営業拠点を有する銀行の基準とされる8%を十分にクリアしています。

BIS自己資本比率の推移（連結ベース）



採用手法

信用リスク

基礎的内部格付手法 ※1

事業法人等のデフォルト時損失率については監督当局の設定値を使用し、それ以外のパラメータ（デフォルト率等）については自行の実績データを基にした銀行独自の推計値を使用して信用リスク・アセット額を算出

マーケット・リスク

標準的方式

金融庁の告示であらかじめ定められた計算方式

オペレーショナル・リスク

粗利益配分手法 ※2

銀行グループの業務を8つに区分し、それぞれの粗利益に監督当局が設定した掛目を乗じた合算値からオペレーショナル・リスク相当額を算出

※1 基礎的内部格付手法においては、事業法人等向けの与信は個社別に行内の債務者格付を付与して信用リスク・アセット額を算出し、小口貸出先や住宅ローンなどはリスク特性に応じてプール区分を行い信用リスク・アセット額を算出します。

※2 粗利益配分手法では、オペレーショナル・リスク相当額の適切な算出に加え、オペレーショナル・リスクを特定、評価、把握、管理、削減するための体制整備など、適切なオペレーショナル・リスク管理体制の整備が求められます。

健全な資産内容

貸出取引先に対する経営改善支援などにより不良債権の新規発生を抑制したほか、事業再生や不良債権のオフバランス化に取り組んだ結果、2018年3月末のリスク管理債権残高は928億円、総貸出金残高に占める割合は1.11%となりました。

また、部分直接償却^(※)を実施した場合の償却額、信用保証協会の保証付貸出金、および担保や貸倒引当金等により保全されている金額を控除した場合のネットリスク管理債権残高は119億円、総貸出金残高に占める比率は0.14%となりました。

与信関係費用については、引き続き低水準を維持しており、与信関係費用率は△0.05%となりました。

※部分直接償却とは、破綻先および実質破綻先に対する債権額から、担保・保証などによる回収が可能と認められる額を控除した残額を、貸倒償却として債権額から直接減額する会計上の処理をいいます。静岡銀行では、部分直接償却は実施していません

リスク管理債権

(億円)

	2016年3月末	2017年3月末	2018年3月末
リスク管理債権残高	1,177	1,008	928
リスク管理債権比率 ^{※1}	1.53%	1.26%	1.11%
ネットリスク管理債権比率 ^{※2}	0.19%	0.15%	0.14%

※1 リスク管理債権比率 = リスク管理債権残高 ÷ 総貸出金残高

※2 ネットリスク管理債権比率 = (リスク管理債権残高 - 部分直接償却額 - 信用保証協会保証付貸出金 - 担保・引当金等) ÷ 総貸出金残高

与信関係費用

(億円)

	2015年度	2016年度	2017年度
不良債権処理額 ^{※3} ①	40	39	4
うち個別貸倒引当金繰入額	36	32	[51]-
一般貸倒引当金繰入額 ^{※4} ②	△16	2	[△100]-
貸倒引当金戻入益 ③	-	-	49
償却債権取立益 ④	0	0	0
与信関係費用 (① + ② - ③ - ④)	24	41	△45
与信関係費用比率 ^{※5}	0.03%	0.05%	△0.05%

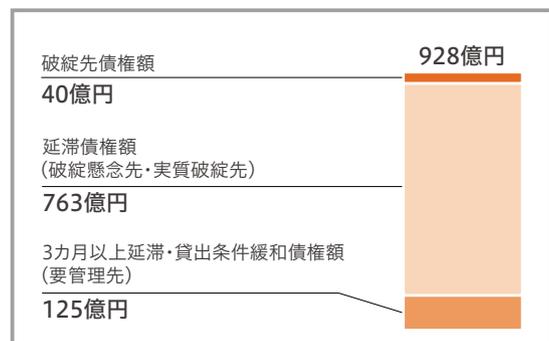
※3 不良債権処理額 = 個別貸倒引当金繰入額 + 貸出金償却 + その他債権売却損等

※4 2017年度は、一般貸倒引当金繰入額と個別貸倒引当金繰入額の合計額が取崩超過となりましたので、取崩超過額を貸倒引当金戻入益に計上しています。なお、[]内は Netto 前の金額です

※5 与信関係費用比率 = 与信関係費用 ÷ 総貸出金平均残高

リスク管理債権の内訳

(2018年3月31日現在)



延滞あり [不稼働資産] 20%^{※1}

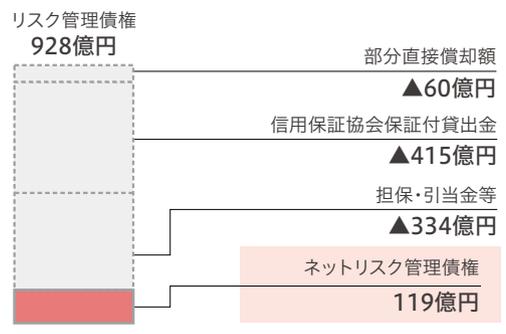
担保不動産の早期処分や債権売却などにより
オフバランス化を推進

資産の健全性の維持

※1 破綻先債権を除くリスク管理債権に占める比率

ネットリスク管理債権

(2018年3月31日現在)



延滞なし [稼働資産] 80%^{※1}

グループ会社などとの連携により
企業再生や事業再生を推進

地域経済の活性化

貸倒引当金は、「破綻先」および「実質破綻先」については、債権額から担保などによる回収可能見込額を控除した全額を、「破綻懸念先」については、債権額から担保などによる回収可能見込額を控除した金額に対し、過去の貸倒実績率に基づく予想損失率を乗じて算出した金額を計上しています。「要注意先のうち

※2 DCF法: キャッシュフロー見積法。債権の元本の回収と利息の受け取りに係るキャッシュフローを現在価値に割り引いたものと、当該債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金として計上するものです

「要注意先」についても、予想損失率に基づく貸倒引当金を計上し、適切な不良債権処理を実施しています。

また、要注意先等で与信額が一定金額以上の大口取引先のうち、一部の債権についてDCF法^(※2)を導入し、予防的に引当金を計上することで、与信関係費用を適切な水準にコントロールしています。

高水準の格付

静岡銀行は、海外2社、国内1社の格付機関から格付を取得しています。

現在は、ムーディーズ社による長期格付および短期格付が「A1」「P-1」、S&P社による長期格付および短期格付が「A」「A-1」と、それぞれ邦銀のなかでトップ水準を維持しています。

静岡銀行の格付取得状況

(2018年7月17日現在)

	長期格付	短期格付
ムーディーズ	A1	P-1*
S&P	A	A-1
格付投資情報センター	AA	—

※格付の高い順にP-1、P-2、P-3、NPの4種類あり。NPは「投機的」とされています

Pick Up!

格付とは？

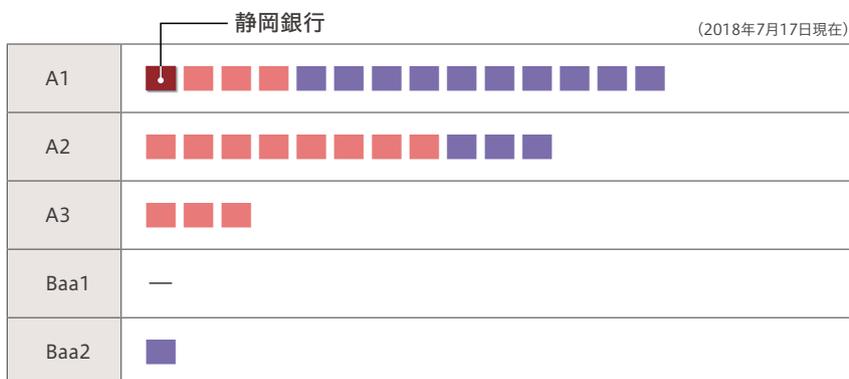
格付とは、「企業などが発行する債券の元本と利息が、あらかじめ定められた条件どおりに支払われる確実性」をアルファベットや数字などで示した国際的な指標です。銀行の場合、預金の元本と利息が確実に支払われるかどうかを表しており、銀行の信用度や安全性を示す指標として利用されています。

格付の種類

長期格付 発行から最終期限までが1年を超える預金・債券などを対象とする格付です

短期格付 発行から最終期限までが1年以内の預金・債券などを対象とする格付です

ムーディーズ社の長期格付(同社ホームページより)



■ 地方銀行
■ 地方銀行以外
 (大手銀行、信託銀行、協同組織金融機関など)

※政策金融機関・海外現地法人に対する格付を除く